

高市早苗政権の政策展開と企業知財戦略への影響

2026年2月8日の衆議院選挙で自民党が圧勝し発足した高市早苗政権は、圧倒的な与党基盤（衆院465議席中316議席の絶対安定多数¹）を背景に、大胆な政策を次々と打ち出しています。ここでは、高市政権の主要政策と知的財産（IP）分野の法制度・施策の動向、それらが企業の知財戦略に与える影響について幅広く整理します。

1. 高市政権の主要政策概観

（1）経済・財政政策：高市政権は「責任ある積極財政」を掲げ、大規模な減税と財政支出拡大に乗り出しています¹。例えば、消費税については食料品に係る軽減税率8%部分を2年間凍結する公約を掲げ、選挙後の会見でも食品減税の検討を早急に進める意向を表明しました²。一方で巨額の国債発行による金利上昇リスクにも留意し、市場との対話を重視する姿勢です³。加えて、高市首相はインフレ下で賃金の伸び悩む中低所得層を支援する目的で減税を「誠実な夢」と位置付けました⁴。金融政策面では、安倍政権の流れを汲む大胆な金融緩和（いわゆる「サナエノミクス」）を支持しており、デフレ脱却と名目GDP拡大（600兆円超）を目指す構えです。

（2）科学技術・イノベーション政策：高市政権は「科学技術立国」の実現を強調し、先端技術分野への国家的投資を拡大しています⁵。高市首相自身、総務相や経済安全保障担当相などで科学技術政策を所管した経験があり、核融合エネルギーの国家戦略策定、量子技術の産業化戦略策定などに尽力してきました⁶。政権発足後も、量子、AI、宇宙、先端材料・半導体といった高成長産業への官民投資を促進し、国内投資を呼び戻す方針です⁷。例えば、政府は経済安全保障の観点から国内半導体産業の復活に注力し、米国との協調のもと日本企業による次世代半導体開発製造拠点への支援を拡充しています。また、宇宙基本計画の改訂や宇宙安全保障構想の策定など、宇宙技術も外交・防衛・経済の基盤として重視され⁸、関連予算の増額と人材育成が図られています。AIについても、高市政権はG7科学技術大臣会合での合意形成⁶や国内のAI戦略会議設置などを通じ、生成AIや量子といった技術革新への迅速な対応戦略を打ち出しています。

（3）スタートアップ支援策：日本経済の新陳代謝と成長力強化の鍵として、スタートアップ（新興企業）の育成支援が政府与党の重点政策となっています。岸田前政権で2022年を「スタートアップ創出元年」と位置づけ5年でスタートアップ企業数10倍増を目指す「スタートアップ育成5か年計画」が策定され⁹、1兆円規模の予算措置やスタートアップ担当大臣の設置など大胆な施策が始まりました¹⁰。高市政権もこの方針を継承・加速しています。具体的には、起業環境整備のための規制改革、大学発ベンチャー支援基金の創設、スタートアップ向け税制優遇（例：ストックオプション税制の拡充やオープンイノベーション促進税制）を実施し、「**第二の創業期**」を実現すべく官民で支援強化を図っています⁹。また、大企業とスタートアップの連携促進にも注力しており、オープンイノベーションの場づくりやM&AによるスタートアップのEXIT（投資回収）支援、政府調達へのスタートアップ参入機会創出など多角的な支援策が展開されています。こうした取り組みは、日本の従来型「コスト削減型」経済を高付加価値創造型へ転換する構造改革の一環として位置付けられています¹¹。

（4）安全保障・経済安全保障政策：高市政権は従来の日本政権以上に国家安全保障を最優先課題としています。まず、防衛費については大幅増額を公約しており、GDP比2%水準への引き上げを超える「顕著な国防費拡大」を打ち出しました¹。これにより、ミサイル防衛やサイバー防衛、宇宙・電磁波領域など新領域への投資が加速しています。同時に、自民党の悲願である憲法改正（特に自衛隊明記など）に向けた国会発議も視野に入れており、高市首相自身「憲法改正は党是」と強調しています¹²。外交面では、対米関係を基軸としつつ対中関係では人権・安全保障上の懸念に厳しく臨むタカ派姿勢を示しており、台湾有事への言及や防衛関与示唆によって中国側との緊張が高まる場面も見られます¹³（中国はレアアース対日輸出制限などで牽

制¹³）。一方、こうした強硬姿勢は国内保守層の支持を集めており、今回の選挙圧勝にもつながりました¹⁴。

特に**経済安全保障**の分野では、高市政権は先端技術・重要物資の流出防止と国内育成に力を入れています。高市氏は前職の経済安全保障担当相として「経済安全保障推進法」（2022年成立）の具体化を推進し、特定重要物資の指定とサプライチェーン強靱化予算1兆300億円の確保¹⁵、基幹インフラサービスに関する安全審査の制度整備、さらには「**特許出願の非公開制度**」の創設にも携わりました¹⁶。この非公開制度は2024年5月から運用開始されたもので、国家安全を損なうおそれのある発明について出願を公開せず、内閣府による「保全指定」により出願人による発明の実施や情報開示を禁止するものです¹⁷。併せて、日本で生まれた先端技術はまず国内で特許出願しなければならない**第一国出願義務**も導入され、先端技術の国外流出を法的に抑止しています¹⁷。加えて、政府は今後国家機密に係る技術を扱う研究者や企業人に対する**セキュリティクリアランス制度**（経済・技術版の身辺調査）の法制化にも言及しており¹⁸、安全保障上重要な知財・技術の管理を一段と厳格化する方針です。

（5）デジタル政策： デジタル社会の実現も高市政権の重要課題です。総務大臣としてマイナンバー制度運用や電波政策を担った経験を活かし、行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）とデータ戦略を推進しています。具体的には、デジタル庁が策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2024年6月閣議決定）の着実な実行を図り、行政手続のオンライン化・簡素化、クラウド活用による自治体システム統合、そしてデジタル人材の育成確保に注力しています¹⁹。高市政権では特にサイバーセキュリティ対策の強化が鮮明で、省庁・重要インフラへのサイバー攻撃対処能力を高めるための人材育成・予算措置を講じています。また、民間のデジタル革新を促すため、5G/6G通信網やデータセンターへの投資支援、AI・IoTの社会実装促進策（規制サンドボックス制度の活用等）も進められています。高市首相自身、選挙戦でAIを活用した対話システム「AIサナエさん」を披露するなどデジタル技術への前向きな姿勢を見せており、新政権は行政サービスへのAI導入、国民へのデジタル教育機会提供にも積極的です。加えて、プラットフォーム企業規制や個人情報保護と利活用の両立策についても議論が進められており、健全なデジタル市場形成に向けたルール整備が図られています。

2. 知的財産関連の法改正・制度変更の動向

高市政権下で、知的財産に関する法制度もデジタル・グローバル時代に即してアップデートが進んでいます。特許法・商標法・著作権法など主要法令の近年の改正動向を整理します。

- ・**特許法・実用新案法：** 近年、特許分野では産業構造の変化やスタートアップ支援の観点から制度改正が相次いでいます。2024年4月施行の知財一括改正法では、中小企業向けの特許審査請求料減免制度の濫用防止策が導入されました²⁰。具体的には、資力に乏しい者の発明奨励を目的とする減免措置本来の趣旨にそぐわない大量出願への減免適用を制限し、経済的に特に困難と認められない者については減免件数に上限を設けています²¹。ただし、高い成長が期待される**スタートアップ**や**小規模事業者**、**大学・研究機関**等に対しては例外的に上限を設けず、引き続き手厚い減免が提供されます²²。このメリハリのある制度設計により、本当に支援が必要な主体への資源集中が図られています。

また、特許法の国際調和に向けた改正も進行中です。2023年には優先権回復制度の導入（優先期間12ヶ月超過後も一定期間内なら遅延補償的に優先権主張を認める）や、電子手続の利便性向上の改正がなされ、2024～25年に施行されます²³²⁴。さらに、**AIやデジタル技術の発達を踏まえた特許制度の課題**にも取り組んでいます。産業構造審議会知的財産分科会では、**AIを用いた発明における「発明者」概念の明確化**について検討が行われました²⁵。現行法上、発明者は自然人に限られるためAI自体は発明者になれませんが、人間がAIを用いて発明創出に関与した場合にAI開発者等をどの範囲で発明者として認め得るかが論点です²⁶。日本でも2024年5月、AIが自律生成した発明の特許出願（発明者を「AI」と記載）を却下した特許庁処分が裁判で支持され、発明者は人に限るとの判断が示されました²⁷。しかし世界的に議論が続く中、日本政府は最新の産業構造審議会小委員会で「**柔軟な発明者認定**」を含む制度対応を検討中です²⁵。さらに、クラウ

ド・IoT時代に対応し、サーバ等の一部構成要素が海外にある場合の特許権侵害認定基準を見直す議論も進められています。2025年3月の最高裁判決では海外サーバを利用したソフトウェア提供行為等について日本国内実施とみなし特許侵害を認定する判断が示されたことから²⁸、特許法上も「ネットワーク関連発明」の域外侵害の明文化が検討されています²⁹³⁰。意匠法でもメタバース等仮想空間でのデザイン保護の必要性について特許庁が調査を開始しており、無形デジタルデザインの保護強化策が議論されています³¹。

- ・**商標法:** 商標分野では2024年改正で国際的に一般的な**コンセント制度（登録許可の同意制度）**が導入されました³²³³。これにより、先に類似商標を持つ権利者から同意書を得れば、従来は登録できなかった商標でも例外的に登録可能となります。企業にとってはブランド戦略上、協業先との商標共存が柔軟に図れるようになり、国際商標実務との整合性も高まりました。また、他人の氏名を含む商標の登録要件緩和（商標法4条1項8号の改正）も行われ、著名人以外の氏名を含む場合など一定条件下で登録が許容されるようになりました³⁴。これにより、個人名や地域名を含むブランドの展開がしやすくなっています。

- ・**著作権法:** デジタルコンテンツ時代に対応し、著作権法も頻繁に改正されています。2023年成立・2024年1月施行の改正では、大きく二点の改正が行われました³⁵。第一に「**新たな裁定制度**」の創設です³⁶。権利者不明・所在不明等の場合に、従来より簡易な手続で裁定（許可）を受けて著作物等を利用できる制度が導入されました³⁶。これにより、権利者の許諾取得が困難な孤児著作物や膨大な過去コンテンツの二次利用が円滑化し、権利者には後から通常使用料相当の補償金を受け取る権利が保障されます³⁶。第二に**著作権侵害訴訟における権利者救済の強化**です³⁷。具体的には、海賊版サイト対策として違法コンテンツのダウンロード違法化範囲の拡大や、オンライン上の侵害による損害賠償請求で被害額推定を容易にする規定が盛り込まれました³⁷。これにより、権利者が海賊版被害の規模を立証しやすくなり、悪質な侵害者への抑止力が高まっています（例えばアクセス数等から損害額を算定する手法の整備など）。また、近年の改正では、著作物の利活用促進のための権利制限規定の見直しも進められました。例えば、行政・立法の内部資料としての利用に関して権利制限を拡大する措置（国会図書館等による保存利用やテキストデータ化の拡充）や、AI開発・教育目的のテキストデータ分析（TDM）を行う際の複製権制限の明確化なども講じられています³⁸。これらにより、AI時代に即した柔軟な著作物利用と権利保護の両立が図られています。

- ・**不正競争防止法・営業秘密保護:** 技術流出防止の観点で、不正競争防止法も2024年改正で強化されています³⁹。デジタル空間における製品デザイン・データの模倣行為を新たに不正競争行為類型に加え（例：3Dデータを無断利用した製品複製の禁止）⁴⁰、また企業間で共有される「**限定提供データ**」（契約で提供される営業上有用なデータ）の保護を拡充しました⁴¹。さらに、営業秘密侵害訴訟での**損害賠償額算定ルールの強化**（推定規定の充実⁴¹）や、国際的な営業秘密侵害への管轄権整備（海外での侵害でも日本で裁判可能とする）も行われています⁴²。罰則面でも外国公務員への贈賄に関する処罰規定の強化や法人処罰の明確化がなされました⁴³。これら改正により、日本企業のノウハウ・データが不正に海外流出した場合でも、法的救済と抑止効果が一段と高まりました。実際、2023年には経済産業省が先端半導体製造装置23品目について輸出管理を強化し、**友好国以外への輸出には個別許可を要する制度**を導入しています⁴⁴。米国の対中輸出規制に歩調を合わせた措置であり、日本企業の先端技術が地政学的リスクの高い国へ渡ることを防ぐ狙いがあります⁴⁴。

以上のように、高市政権期には知財関連法規が総合的に見直され、スタートアップやDX時代に適合した支援策・ルールが整備されています。

3. 高市政権下での知財行政方針と予算措置

知的財産戦略本部と知財推進計画: 高市首相は内閣府特命担当大臣（知的財産戦略）を務めた経歴から、政府の知財戦略に精通しています。2023年6月には知的財産戦略本部において「知的財産推進計画2023」が策定されました⁴⁵。同計画では「多様なプレイヤーが知財の価値を最大化できる社会への変革」を掲げ、**10の重点施策**を盛り込んでいます⁴⁵。重点施策には、(1)企業の知財・無形資産経営の促進、(2)大学・スタート

アップの知財活用支援、(3)AI・デジタル時代の知財制度構築、(4)国際標準化戦略の推進、(5)クールジャパン・コンテンツ戦略の推進、などが含まれています⁴⁶。高市政権ではこの路線を引き継ぎ、「**知財推進計画2025・2026**」の策定にも指導力を発揮すると見られます。政府は2035年までに**WIPOのグローバル・イノベーション指数で日本を4位以内**に引き上げ、日本企業の時価総額に占める無形資産割合を**50%以上**に高めるというKPIを掲げており⁴⁷、それを達成すべく企業の無形資産投資促進策を強化しています（※日本企業の無形資産比率は海外に比べ低水準であり、底上げが必要と指摘⁴⁷）。具体的には、知財・無形資産ガバナンス指針（2022年策定）に基づく企業の情報開示・経営改革や、知財金融（知財を担保とした融資）の普及、官民ファンドを通じた知財投資支援が進められています。政府は企業による知財の「見える化」と戦略活用を促し、投資家から正当に評価される好循環を目指しています⁴⁸。

特許庁・経産省の取り組みと予算：特許庁は「世界最速・最高品質の審査」の維持を掲げ、AI活用による審査効率化や審査官増員などで審査体制強化を図っています⁴⁹。2025年度概算要求では特許特別会計予算を1,569億円（対前年度+23億円）とし、**知財戦略の強化を鮮明に打ち出しました**⁴⁹。重点予算項目として、①AI等先端技術を活用した審査迅速化、②スタートアップ・中小企業への知財活用支援拡充、③将来世代の知財人材育成が掲げられています⁴⁹⁵⁰。

特に**スタートアップや大学・中小企業支援**に予算を重点配分しており、2025年度概算でスタートアップ・大学支援に10.2億円、中小企業支援に30.1億円を計上しています⁵¹。前者には「スタートアップ知財支援基盤整備事業」等が含まれ、弁理士・弁護士等専門家を**ベンチャーキャピタルに派遣**してスタートアップの知財戦略構築を伴走支援するプログラムや、知財アクセラレーションプログラム(IPAS)の提供が行われます⁵¹⁵²。実際、**知財専門家のVC派遣**では年間50社以上のスタートアップ支援を目標に掲げ、支援を受けたスタートアップが支援終了後に平均2件以上の特許出願を行うという成果目標を設定しています⁵³。また、**スタートアップ特化型の知財ネットワーク**(IP Base等)の構築も進められており、全国のスタートアップと知財人材・支援者をつなぐ場を提供して会員数3,000人超を目指すなど、エコシステム全体の底上げが図られています⁵⁴⁵⁵。中小企業向けにも「知財金融・事業価値向上支援事業」等を通じ、各地域での知財支援ネットワーク（知財総合支援窓口の強化や商工会議所との連携⁵⁶）が拡充されています⁵¹。これら支援策により、「**知財を戦略的に活用して新事業を生み出す中小・スタートアップ**」を増やし、**知財を担保に資金調達する道も開く**ことが期待されています⁵⁰。同時に「未来を担う知財人材育成事業」によって裾野の人材を拡大し、産業界全体に知財マインドを浸透させることも目標とされています⁵⁰。以上のような予算措置から、高市政権下で知財関連予算は攻めの色彩を強めており、知財を核としたイノベーション創出基盤の強化が国家戦略として位置付けられていることが分かります⁴⁹。

4. 日本企業の知財戦略への実務的・戦略的影響

以上の政策環境・制度変化の下、日本企業の知財戦略にも変化が生じています。企業は知財を単なる法務・特許部門の専門事項に留めず、経営戦略の中核に据える方向へシフトしつつあります。その具体的な影響を整理します。

- ・**知財経営・ガバナンス強化：**政府の知財ガバナンス指針やコーポレートガバナンス・コードの改訂により、上場企業は知財・無形資産に関する情報開示やボードレベルでの戦略検討が求められています⁴⁸。多くの企業が統合報告書等で知的資産の活用方針や技術ポートフォリオ戦略を語るようになり、発明件数の列挙に留まらず「**知財が事業や利益にどう結び付くか**」をストーリーとして投資家に示す努力を始めています⁴⁸。例えば、知財を活用した競争優位の源泉やライセンス収入モデル、新規事業への知財投資額などを開示するケースが増え、知財の定量評価手法の開発も進んでいます。「知財・無形資産を定量化しなければガバナンスは形骸化する」という問題意識から⁴⁸、社内で技術・知財と経営企画部門の連携を強化する動きも出ています。今後、高市政権の成長戦略の下で**取締役会にCTO/知財責任者を登用**する企業や、知財専門人材を外部から招聘して経営改革を図る動きが一層広がると予想されます。

・**国際特許出願・標準化戦略:** 技術覇権競争が激化する中、日本企業は特許の国際展開や標準必須特許（SEP）戦略を再構築しています。高市政権は経済安全保障の観点から、「**攻めと守りの国際標準戦略**」を掲げており、重点分野を定めて国際標準化への取組を強化しています⁵⁷。企業側も、5G/6G、AI、クリーンエネルギーなど将来の基幹産業領域で自社技術を国際標準に組み込むべく、コンソーシアムへの参加や特許プール形成に積極的です。また、国によって特許制度やリスクが異なるため、**出願先の選別**も戦略上重要になっています。先端技術については米欧日など知財保護の強い市場で広く特許を押さえる一方、知財流出リスクの高い国での出願を慎重に判断する傾向が強まっています。特に中国に対しては、特許出願を通じた技術開示が将来の模倣リスクに繋がる懸念から、クリティカルなコア技術は中国出願を避け営業秘密として管理する例もあります。一方、中国市場が大きい分野では権利未取得による模倣品氾濫もリスクのため、このジレンマに各社頭を悩ませています。高市政権のもと政府間で知財協議や模倣品対策協力も進んでおり、例えば日米欧による中国・新興国への働きかけ強化や、模倣品サイト対策の国際連携が図られています。企業としては、こうした政府支援も活用しつつ、**戦略的な国際出願とライセンス網の構築**でグローバル市場における知財ポジションを高めることが求められます。

・**ライセンス・オープン戦略の見直し:** 法改正により権利環境が変化したことから、企業のライセンス戦略にも調整が生じています。2024年の商標法改正でコンセント制度が導入されたため、他社と商標が類似する場合でも合意により共存できる道が開けました³²³³。これを受けて、業務提携先企業同士でお互いのブランド使用を許諾し合う動きが容易になり、協業促進に繋がっています。また、不正競争防止法の改正で**限定提供データ**が保護強化されたことも重要です⁴¹。企業間でデータ共有やAI開発を行う際に、契約で提供したデータを相手が無断利用すれば法的措置が取れるため、安心してデータ連携できる環境が整いつつあります。これにより**オープンイノベーション**が進み、従来社外に出すのを躊躇していた設計データやノウハウも、適切な契約を結べば共同研究に活用するケースが増えています。さらに、特許出願非公開制度の開始により、防衛・先端デュアルユース技術を持つ企業は発明公開の是非を慎重に検討するようになりました¹⁷。機微技術については特許で公開せず社内秘保持する選択肢も現実味を帯びており、防衛産業企業などでは発明段階からの社内審査フローに「公開リスク評価」が組み込まれています。一部では、最初から特許をあえて取得せず秘匿化（trade secret化）する戦略を採る動きもあります。こうしたライセンス・オープン戦略の見直しは、知財を守るだけでなく**活かす戦略**への転換期と言えます。

・**AI技術と知財戦略:** 生成AIの急速な普及に対し、日本企業はその活用とリスク管理を両立させる知財戦略を模索しています。日本は「**AI後進国**」とも言われ、企業の生成AI業務利用率は2024年時点で55.2%と米中の90%以上に大きく水をあけられています⁵⁸。政府も「AIを使わないことが最大のリスク」として民間のAI利活用を急務と位置づけています⁵⁹。このため、多くの企業が社内での生成AI利用ガイドラインを策定し、生産性向上にAIを取り入れ始めました。同時に、**AIがもたらす知財リスク**にも注意が必要です。生成AIは大量の既存データを学習しており、訓練データに他者の著作物や営業秘密情報が含まれていれば、生成物の利用に法的リスクが伴います⁶⁰。実際、クリエイターや企業から「AIによって自社コンテンツが無断学習・模倣されていないか」という懸念が高まっており、権利者への対価還元の機会が失われるとの指摘もあります⁶¹⁶²。政府の知財事務局は2023年より「AI時代の知的財産権検討会」を設置し、2025年5月には知財法の生成AIへの適用に関する中間まとめを公表しました⁶²。そこでは、**法律・技術・契約を組み合わせた包括的対応**の必要性や、AI事業者による学習データの透明性確保策（学習データ開示ルールや生成AI認証制度など）の検討が盛り込まれています⁶³。今後、企業はAI開発者としても利用者としても、これら新ルールに適合する戦略が求められます。具体的には、自社のAIを開発する際には訓練データの権利処理を徹底し、必要に応じてデータ提供元とライセンス契約を交わすこと、他社AIを利用する際にはそのAIが適法なデータで学習されているか確認しリスクを低減することなどが挙げられます。また、自社コンテンツが無断でAI学習に使われる事態に備え、電子透かし埋め込みや利用規約での禁止明示など「**学習させない権利**」を主張する動きも出ています。著作権法上、現行では公開情報からの機械学習はテキストマイニング例外で許容されていますが、欧米では著作物のAI学習利用に対する報酬請求権創設の議論もあり、日本企業もそうした海外動向を注視しつつ対策を講じる必要があります⁶²⁶⁴。加えて、AIが生み出した成果（画像や文章など）について社内規程で権利帰属や秘密情報指定を明確化するなど、新

たな知財管理ルールの整備も進められています。総じて、AI時代における知財戦略は、「AIを積極活用しつつ、透明性と権利処理を確保する」ことが鍵となっており、高市政権下で策定されるAIガバナンス政策と表裏一体の関係にあります。

5. スタートアップ・中小企業と大企業への影響の違い

高市政権の知財関連政策は、スタートアップ・中小企業と大企業にそれぞれ異なる影響を及ぼしています。

スタートアップ・中小企業への影響： ポジティブな面として、上述のように特許庁による審査料減免の優遇や専門家派遣支援など**支援策の強化**が挙げられます²²⁵²。創業間もない企業でも、手厚い減免で特許出願コスト負担を大幅に減らし、国内外で積極的に特許ポートフォリオを構築しやすくなっています。また、VC経由の知財支援やIPASプログラムにより、**経営戦略と一体化した知財戦略構築**が支援されるため、スタートアップが早期から知財を武器に成長軌道に乗るケースが増えています⁵³⁵¹。知財を起点に大企業との提携や資金調達を呼び込む例（大学発ベンチャーが特許技術をライセンスアウトして資金確保、など）もみられ、知財がスタートアップのバリュエーション評価の重要項目となりつつあります。

一方で、**課題や注意点**もあります。特許出願非公開制度の導入は、安全保障上重要な技術を持つスタートアップには諸刃の剣となり得ます。仮に創業企業のコア技術が「保全指定」となった場合、出願公開が留保され事業化や資金調達で技術内容を開示できなくなる恐れがあります¹⁷。情報発信できないことで投資家の理解を得にくくなる懸念から、軍民両用技術分野のスタートアップは事前に所管官庁と相談しつつ知財戦略を練る必要が出てきました。また、スタートアップは資金や人材に限りがあるため、特許取得と維持にかかる費用負担（減免があっても出願・年金はゼロではない）や、他社からの権利侵害訴訟リスクへの対応など、知財面の重圧も依然として存在します。政府はこうした負担軽減策として、地域の知財総合支援窓口で無料特許相談を提供したり、日本貿易振興機構（JETRO）や自治体による外国出願費用助成制度を展開しています⁶⁵⁶⁶。高市政権下ではそれら支援策の拡充（例えば海外特許出願費用の補助枠拡大）も期待されています。

大企業への影響： 大企業に対しては直接的な補助よりも**制度変更による戦略調整**の影響が大きいと言えます。まず、上述の知財ガバナンス強化に伴い、上場企業では経営トップが知財・無形資産戦略にコミットせざるを得なくなっています。知財専門部署が経営陣と対話し、知財ビジョンやKPIを策定する動きが広がり、社内のサイロ化打破が促されています⁶⁷。また、不正競争防止法改正で営業秘密や機微技術の管理責任が厳格化されたため、大企業は機密情報管理や海外子会社・提携先との契約見直しを進めています。例えば、中国子会社への技術移転について、以前より詳細な契約条項（再輸出や再提供の禁止等）を盛り込んだり、共同研究のテーマ選定において戦略物資に該当しないか法務部門がチェックするなど、**社内コンプライアンス体制の強化**がみられます。

さらに、大企業に特有の動きとして、**スタートアップとの関係性変化**があります。政府が主導するスタートアップ支援策に呼応し、多くの大企業がCVC（コーポレートベンチャーキャピタル）を設立したり、オープンイノベーション推進部署を新設して有望な知財・技術を持つベンチャーへの出資・買収を活性化させています⁶⁸。高市政権の経済政策は減税などで大企業収益にも追い風となり、余剰資金のスタートアップ投資への流入が期待されています。実際、近年は「**攻めのM&A**」で新分野の技術や知財を獲得する大企業が増加しており、買収後にベンチャーの知財を基に新規事業を立ち上げる動きが顕著です。これは自社開発だけでは追いつかないDX時代のイノベーションを外部の知財で補完する戦略であり、高市政権が掲げる「民間投資活性化による成長」に沿ったものと言えます⁷。

一方、大企業には**新制度への対応コスト**も発生します。例えば、特許法や著作権法の改正に伴う社内ルール改訂、AI活用ガイドライン遵守のためのシステム改修、従業員への教育などです。特に生成AIの社内利用では、大企業ほど大量のデータや人材を抱えるため、著作権侵害リスクを避けつつ生産性を高めるバランスに苦心しています。知財部門と情報システム部門が協力し、**社内で利用許可するAIサービスの選定や利用ポリシー策定**を行うなど、新たな知財リスク管理体制を構築中です。

総じて、スタートアップ・中小企業は高市政権の知財支援策の恩恵を直接受けやすく、知財をテコに成長加速を狙うチャンスが拡大しています。一方、大企業は制度変化への適応を迫られますが、自社の豊富な資金・ネットワークを活かして新興企業の知財を取り込み、新事業創出に繋げる好機ともなっています。知財を巡るエコシステム全体でWin-Winの関係を築けるかが、今後の日本経済の活力に直結すると言えるでしょう。

6. 国際的な知財競争への対応

高市政権は国際社会における知財競争力の強化と経済安全保障の両立を図っています。米中欧との比較や連携、技術流出防止策について、以下にポイントをまとめます。

- ・**米国との協調：** 米国は知財保護の厳格さや訴訟の多さで知られますが、近年は中国の台頭を受け日米間の知財連携が強まっています。高市首相はトランプ米大統領との関係を重視し、レアアース等重要物資のサプライチェーン強化で日米協力を推進しています⁶⁹。また日米は先端半導体やAIの開発でも連携を深めており、特許審査ハイウェイ(PPH)や標準必須特許の情報交換など実務面の協力も進行中です。経済安全保障面では、米国の対中輸出規制（先端半導体やAI技術の禁輸措置）に日本も歩調を合わせ、2023年から日本製半導体製造装置の対中輸出規制を導入しました⁴⁴。これは名目上「特定国を名指ししない一般的規制」とされていますが、実質的に中国を念頭に置いた措置であり、「**同盟国・同志国**」以外への先端技術輸出には個別許可が必要となっています⁴⁴。今後も日米は知財窃盗や技術流出への警戒を共有し、例えば知財侵害に関与した中国企業への制裁やサプライチェーンからの排除など、共同歩調を取る可能性があります。日本企業にとっても、米国市場での特許取得・訴訟対応は極めて重要であり、高市政権下で政府は米国特許商標庁(USPTO)との協力強化や日系企業支援（現地での知財訴訟保険制度等）に取り組むと考えられます。

- ・**中国への対応：** 中国は特許出願件数で世界一となり、国を挙げて知財強国化を図っています。日本企業にとって中国市場は重要ですが、同時に**技術流出の最大リスク**でもあります。高市政権は対中姿勢が厳しく、知財分野でも中国による不正な技術移転や知財侵害への対抗策を強めています。例えば、日中間では企業間契約での技術移転強要（外資参入時に技術開示を義務付けられる等）や、中国に出願した特許情報から類似技術を模倣される問題が指摘されてきました。日本政府はWTOなど国際フォーラムでこうした慣行の是正を訴える一方、自国内での備えとして前述の特許非公開制度や営業秘密保護強化策を講じています^{17 39}。また、中国企業が日本企業を買収して先端技術を取得するケースも警戒されており、外為法の厳格運用（安全保障上重要分野での外資出資規制）も続けられています。経済界では、あからさまな中国排除は難しいとの声もありますが、サプライチェーン見直しの動きは進んでいます。特に防衛・デュアルユース技術では対中取引を避け、東南アジア等他国へ生産移管する企業も増えています。高市政権は引き続き「**選択的デカップリング**」（中国との経済・技術切り離し）を進めるとみられ、知財面でも中国企業との協業に慎重姿勢が広がるでしょう。他方で、日本は中国と経済関係を完全に断てない現実もあり、模倣品対策や日中企業間の知財紛争に関する対話は続ける必要があります。政府は中国に対し、日本のキャラクターやコンテンツの海賊版問題など個別案件で改善を求めており、高市首相も日中首脳会談の機会があれば知財保護について建設的関与を促すと思われます。

- ・**欧州との比較・協力：** 欧州連合(EU)は近年デジタル分野で規制主導権を握り、AI規制(AI法)やデータ保護(GDPR)、標準必須特許のライセンス指針など先進的なルール形成を進めています。日本もG7議長国等の立場で欧州と協調しつつ、自国に有利なルール作りを目指しています⁷⁰。高市政権は「新たな国際ルール形成への積極関与」を掲げており⁴⁶、経産省や知財庁を通じて欧州委員会との政策対話を強化しています。例えば、AIの学習時のデータ利用に関する考え方では、EUが著作権者の権利保護に傾斜する中、日本は利活用促進とのバランスを主張しています^{60 64}。また、欧州特許庁(EPO)や欧州諸国との審査協力・調査官交流も進め、特許審査や判例の情報共有が行われています。企業目線では、欧州は訴訟コストや特許維持費用が高く、統一特許制度の導入など環境変化もあるため、引き続き注視が必要です。ただ、欧州市場も技術競争上外せないため、日本企業は欧州統一特許裁判所

(UPC)への対応準備や、標準化団体(ETSI等)での活動を強めています。高市政権は欧州とも経済安保面で価値観を共有しており、研究開発補助や輸出管理で連携する動きもあります。国際特許分類や審査ハイウェイなど既存の協力枠組みに加え、気候変動対応技術の特許優先審査やグリーン特許の促進策など、新たな協力も模索されています。日欧がともに中国以外の知財ルールメイキングを主導し、自由で公正な知財環境を守ることが、高市政権の国際戦略の一翼を担っています。

- ・**経済安全保障と知財保護の両立：**最後に、経済安保の観点から日本企業・政府は「攻め」と「守り」の二面作戦を展開しています。【攻め】としては、先端分野での国際協調・アライアンス構築です。例えば、量子や次世代通信では日米欧豪印など志を同じくする国々と技術開発から標準化・特許取得まで協力し、中国に対抗する構図が鮮明です。高市政権は英国やインド太平洋地域の国々とも経済安保対話を行い、人材交流や知財情報交換を進めています。知財庁もインド特許庁などとの協力で、日系企業の現地特許取得を後押ししています。一方【守り】としては、前述のように国内法整備による**技術漏洩防止**です。特許非公開制度で抑止しきれない部分は、安全保障貿易管理（輸出許可制）や人的交流制限（高度人材の引き抜き防止策）で補完しています。企業も機微技術へのアクセス制限を強め、社内で「Need to Know」原則を徹底したり、共同研究の成果を特許ではなく秘匿ノウハウとして管理するといった対策を講じています。

以上の取り組みにより、日本は国際的な知財競争に対応しつつ、自国の技術基盤を守り抜く姿勢を鮮明にしています。高市早苗政権は強い政治基盤を背景に、知財戦略と経済安全保障を国家政策の核に据えた点が特徴的です。そのもとで企業各社も知財戦略を再構築し、新たなフェーズに入った日本の知財エコシステムがどのように成果を上げるか、国内外から注目されています。

【参考資料】

- ・【4】 中央社 CNA 「高市早苗率自民党勝選 日本政経走向5大重点彙整」 (2026/2/9) 1 14 他
- ・【7】 中央社 CNA 「同上」 (2026/2/9) 2 7 他
- ・【10】 内閣府 高市大臣記者会見要旨 (令和5年9月13日) 16 6 他
- ・【11】 内閣府 高市大臣記者会見要旨 (同上) 45
- ・【18】 青和特許法律事務所 「特許出願非公開制度の概要－2024年5月1日運用開始－」 (2024/2/15) 17
- ・【19】 浅村特許事務所ブログ 「2024年4月1日施行 知財一括法 概要」 (2024/3/26) 20 33 39 他
- ・【13】 知的財産戦略推進事務局資料 「知的財産推進計画2026 検討論点」 (令和7年11月) 25 28 30 他
- ・【14】 Jones Day他 「東京地裁、AIは発明者になれないと判断」 (2024/5/16判決報道) 27
- ・【28】 特許特別会計概算要求解説 (令和8年度) 51 50
- ・【24】 経産省 令和6年度概算要求 「スタートアップ知財支援基盤整備事業」 53 52
- ・【38】 自民党ニュース 「5年10倍増へ スタートアップを強力に支援」 (2023/1/31) 9 10
- ・【30】 知財推進計画2026 論点資料 47
- ・【40】 マイナビニュース 「経産省が半導体製造装置など23品目の輸出を規制」 (2023/4/3) 44
- ・【37】 知財推進計画2026 論点資料 (AI時代の知財) 59 62 63 他
- ・【21】 特許庁 「スタートアップ向け情報」/INPIT資料等 65 他

1 2 3 4 7 12 13 14 高市早苗率自民党勝選 日本政経走向5大重点彙整 | 国際 | 中央社 CNA
<https://www.cna.com.tw/news/aopl/202602090132.aspx>

5 6 8 15 16 18 45 70 高市内閣府特命担当大臣記者会見要旨 令和5年9月13日 - 内閣府
https://www.cao.go.jp/minister/2208_s_takaichi/kaiken/20230913kaiken.html

9 10 5年10倍増へ スタートアップを強力に支援 | お知らせ | ニュース | 自由民主党
<https://www.jimin.jp/news/information/205105.html>

https://expact.jp/j-file_2025/

<https://www.seiwapat.jp/ip/-202451.html>

<https://www.instagram.com/reel/DPFwldxDKjC/?hl=ja>

<https://www.asamura.jp/blog/2024/03/26/summary-of-the-ip-lump-sum-law-to-be-enforced-on-april-1-2024/>

<https://www.ngb.co.jp/resource/news/5648/>

https://jp.youme.com/sub_news/ipboardopen.aspx?idx=1618

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kousou/2026/dai1/shiryo2.pdf>

<https://www.jonesday.com/ja/insights/2024/06/tokyo-court-holds-ai-system-cannot-be-inventor-under-patent-law>

<https://it-bengosi.com/copyright-law/2024-chosakuken/>

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r05_hokaisei/

<https://monolith.law/corporate/r6-copyright-law>

<https://biz.moneyforward.com/contract/basic/7783/>

<https://news.mynavi.jp/techplus/article/20230403-2643422/>

<https://yoroziupsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/0dc1ba62855b193ece05.pdf>

https://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2024/pr/to/tokkyo_26.pdf

<https://maedapat.co.jp/magazine/1828/>

https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2024FY/000719.pdf

summit-2025%E3%81%AB%E7%99%BB%E5%A3%87%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F%E8%87%AA%E6%B0%91%E5%85%9A%

69 高市早苗3月赴美與川普會談，確保稀土推動日美合作

[https://tw.stock.yahoo.com/news/](https://tw.stock.yahoo.com/news/%E9%AB%98%E5%B8%82%E6%97%A9%E8%8B%973%E6%9C%88%E8%B5%B4%E7%BE%8E%E8%88%87%E5%B7%9D%E6%99%AE%E6%9C%83%E7%A2%BA%E4%BF%9D%E7%A8%80%E5%9C%9F%E6%8E%A8%E5%8B%95%E6%97%A5%E7%BE%8E%E5%90%88%E4%BD%9C-073715014.htm)

%E9%AB%98%E5%B8%82%E6%97%A9%E8%8B%973%E6%9C%88%E8%B5%B4%E7%BE%8E%E8%88%87%E5%B7%9D%E6%99%AE%E6%9C%83%E7%A2%BA%E4%BF%9D%E7%A8%80%E5%9C%9F%E6%8E%A8%E5%8B%95%E6%97%A5%E7%BE%8E%E5%90%88%E4%BD%9C-073715014.htm